

今後の検討の進め方について

令和8年3月

内閣府 健康・医療戦略推進事務局

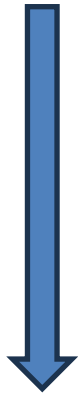
今後の検討の進め方（案）

2025年9月～2026年1月 第1回～第8回検討会

2026年

1月23日 中間まとめ公表

3月



中間まとめの論点ごとの議論（1巡目）

- ・ 対象となる医療等情報（←第9回3/30の議題）
- ・ 医療等情報の収集方法等
- ・ 患者の権利利益及び情報の保護等
- ・ 情報連携基盤の在り方等
- ・ 費用負担

} 4回程度開催

5月

6月



1巡目を踏まえた議論（2巡目）

7月

8月



取りまとめの議論

夏目途 議論の整理

⇒ 必要とされた措置内容が法改正を要する場合には、2027年通常国会への法案の提出を目指す。

3. 対象となる医療等情報

- 対象となる医療等情報について、これまでの検討会において、例えば以下のような意見があったところである。引き続き、これらの意見や利活用の具体的なニーズを踏まえ、患者等の権利利益を適切に保護しつつ、ゲノムデータや画像情報等の加工困難な情報や死亡者の医療等情報の利活用を図ること等を含めて、検討会で令和8年夏目途の議論の整理に向けて検討を行っていく。
（略）

4. 医療等情報の収集方法等

（1）医療等情報の収集方法

- 医療等情報の収集方法について、これまでの検討会において、例えば以下のような意見があったところである。より効果的・効率的な利活用やより質の高いデータの収集が可能となるよう、引き続き、これらの意見や、医療現場の負担、費用負担、知的財産権の保護等を踏まえ、一定の強制力やインセンティブの在り方、医療機関の機能に応じた収集、Push型/Pull型等を含めて、検討会で令和8年夏目途の議論の整理に向けて検討を行っていく。
（略）

（2）患者の識別子

- 患者の識別子について、これまでの検討会において、例えば以下のような意見があったところである。各種データを共通の患者識別子で横断的に解析可能にしていくことは、医療等情報の更なる利活用に向けて重要であり、国民・患者や医療現場の理解を得ながら、医療等情報を効果的・効率的に利活用できるよう、引き続き、これらの意見等を踏まえ、検討会で令和8年夏目途の議論の整理に向けて検討を行っていく。
（略）

（3）医療等情報の標準化

- 医療等情報の標準化について、これまでの検討会において、例えば以下のような意見があったところである。引き続き、これらの意見等を踏まえ、標準化は患者の診療等の一次利用に役立ち、ひいては二次利用にも資する観点から、標準化に官民一体となって取り組むこと等を含めて、検討会で令和8年夏目途の議論の整理に向けて検討を行っていく。
（略）

5. 患者の権利利益及び情報の保護等

（1）患者本人の適切な関与の在り方

- 患者本人の適切な関与の在り方について、これまでの検討会において、例えば以下のような意見があったところである。医療等情報は機微性の高い情報であり、国民・患者や医療現場の理解を得ながら、医療等情報を効果的・効率的に活用できるよう、引き続き、これらの意見等を踏まえ、患者本人の権利利益を適切に保護する観点から、検討会で令和8年夏目途の議論の整理に向けて検討を行っていく。

（略）

（2）不適切な利活用を防止する措置や情報セキュリティの確保

- 不適切な利活用を防止する措置や情報セキュリティの確保について、これまでの検討会において、例えば以下のような意見があったところである。引き続き、これらの意見等を踏まえ、患者本人の権利利益を適切に保護するとともに、国家及び国民の安全を確保する観点から、検討会で令和8年夏目途の議論の整理に向けて検討を行っていく。

（略）

（3）医療等情報の利活用に関する国民・患者の理解と協働

- 医療等情報の利活用に関する国民・患者の理解と協働について、これまでの検討会において、例えば以下のような意見があったところである。国民・患者や医療現場の信頼が得られるよう、引き続き、これらの意見等を踏まえ、安全確保の仕組みや利活用の利点等に関する継続的な対話や説明の機会を制度的に組み込むこと等を含めて、検討会で令和8年夏目途の議論の整理に向けて検討を行っていく。

（略）

6. 情報連携基盤の在り方等

- 情報連携基盤の在り方等について、第1回から第5回までの検討会において、例えば以下のような意見があった。（略）
- その上で、第6回検討会において、以下の案①～④について検討を行い、例えば以下のような意見があったところである。医療等情報を効果的・効率的に利活用できるよう、制度枠組みとともに、具体的な情報連携基盤の在り方について、引き続き、これらの意見や、便益と費用負担、国民・患者や医療現場の理解等を踏まえ、検討会で令和8年夏目途の議論の整理に向けて検討を行っていく。
 - 〈案①〉データ収集・オプトアウト管理・審査・加工・解析環境整備等の機能を国・公的機関が一元的に実施する案
 - 〈案②-1〉データ収集・オプトアウト管理・審査・加工・解析環境整備等の機能について、国・公的機関と民間の認定事業者が役割分担・連携して実施する案
 - 〈案②-2〉データ収集・オプトアウト管理・審査・加工・解析環境整備等の機能について、国・公的機関と民間の認定事業者が役割分担・連携して実施する案
 - 〈案③〉データ収集・加工・オプトアウト管理は国・公的機関が実施し、審査・解析環境整備等は民間の認定事業者が実施する案
 - 〈案④〉データ収集・オプトアウト管理・審査・加工・解析環境整備等の機能を民間の認定事業者が一元的に実施する案（略）

7. 費用負担

- 費用負担について、これまでの検討会において、例えば以下のような意見があったところである。医療等情報の利活用が持続可能なものとなるよう、引き続き、これらの意見や、便益と費用負担、国民の理解等を踏まえ、利活用の具体的なニーズと要する費用のバランス、費用負担の在り方等を含めて、検討会で令和8年夏目途の議論の整理に向けて検討を行っていく。（略）